改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　雑則（第二十七条―第三十七条） （平成三十一年四月一日に始まる年度における補償の実施状況等の人事院への報告の特例） **第三十七条**　平成三十一年四月一日に始まる年度における第三十条第一項の規定による補償の実施状況及び福祉事業の実施状況の人事院への報告についての同項の規定の適用については、同項中「毎年五月末日」とあるのは「人事院が定める日」と、「前年の」とあるのは「平成三十一年」とする。	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　雑則（第二十七条―第三十六条） （新設）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。